カジノ管理委員会事務局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十八号

カジノ管理委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十二条第四項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

カジノ管理委員会事務局組織令（令和元年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十五条とする。

第十二条中「監督総括課」を「調査課」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（調査課の所掌事務）

第十四条　調査課は、法第二百二十九条第一項各号に掲げる調査（社会的信用に関するものに限る。）に関する事務をつかさどる。

第十一条第二号中「第十三条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同条第四号中「第十三条第五号」を「第十五条第五号」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条を第十二条とする。

第十条中「三課」を「四課」に、「規制監督課」を「規制監督課　調査課」に改め、同条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（公文書監理官）

第六条　総務企画部に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

２　公文書監理官は、命を受けて、事務局の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十九号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三人」を「四人」に改める。

第三条第一項中「二人」を「一人」に改める。

附則第二項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十九条」に、「第三十九条―第四十二条」を「第四十条―第四十三条」に、「第四十三条―第四十六条」を「第四十四条―第四十七条」に、「第四十七条―第五十二条」を「第四十八条―第五十三条」に、「第五十三条―第五十五条」を「第五十四条―第五十六条」に、「第五十六条―第五十九条」を「第五十七条―第六十条」に、「第六十条・第六十一条」を「第六十一条・第六十二条」に、「第六十二条」を「第六十三条」に、「第六十三条―第六十六条」を「第六十四条―第六十七条」に、「第六十七条」を「第六十八条」に、「第六十八条―第七十条」を「第六十九条―第七十一条」に、「第七十一条―第七十三条」を「第七十二条―第七十四条」に、「第七十四条―第八十二条」を「第七十五条―第八十三条」に、「第八十三条―第八十五条」を「第八十四条―第八十六条」に、「第八十六条」を「第八十七条」に、「第八十七条―第九十二条」を「第八十八条―第九十三条」に、「第九十三条」を「第九十四条」に、「第九十四条―第九十六条」を「第九十五条―第九十七条」に改める。

第十二条第一項中「ほか参事官七人（うち三人」を「ほか参事官八人（うち四人」に改め、「矯正局」の下に「、保護局」を加える。

第二十六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）に定める遺言書の保管に関すること。

第三十四条中「三課」の下に「並びに更生支援管理官一人」を加える。

第九十六条を第九十七条とし、第九十五条を第九十六条とし、第九十四条を第九十五条とし、第二章第二節第三款中第九十三条を第九十四条とし、同節第二款中第九十二条を第九十三条とし、第八十七条から第九十一条までを一条ずつ繰り下げ、同節第一款中第八十六条を第八十七条とし、同章第一節第三款中第八十五条を第八十六条とし、第八十四条を第八十五条とし、第七十四条から第八十一条までを一条ずつ繰